

児童発達支援センターの運営の進捗について（所管事務
調査）

- 1 児童発達支援センターとは
児童福祉法第43条で定められた児童福祉施設
- 2 検討経過
 - (1) 平成29年度後半から平成30年度前半までの検討経過
 - ア 定員について
1日あたり30人とすること
 - イ 運営主体について
指定管理者による運営とすること
 - (2) 平成30年度後半からの検討状況
 - ア 人員配置（案）について
管理者1人、児童発達支援管理責任者1人、保育士及び児童指導員12人程度、事務員1人程度、看護師1人程度、調理員3人程度、嘱託医1人 計20人程度
 - イ 療育支援体制について
児童発達支援センターを含めた本市の療育支援体制全体についての検討を継続
- 3 現在の検討状況及び今後のスケジュール
 - (1) 事業者調査（社会福祉法人、学校法人等）
 - (2) 指定管理者選定のための業務仕様書、募集要領等の作成等
 - (3) 条例制定
 - (4) 事業者選定
 - (5) 県への指定申請
 - (6) 開所（令和3年度の中旬頃）